

随意契約報告書

- 1 担当課 地域振興課
- 2 施行番号 契ま地 第 68 号
- 3 事業名 三郷コミセン調理台設置工事
- 4 事業場所 三郷町佐々良木
- 5 事業概要 既存調理台の撤去、新規調理台（教師用調理台 1 台、生徒用調理台 4 台）の搬入及び設置
- 6 工期 令和 4年1月4日 ～ 令和 4年3月10日
- 7 請負代金額 6,046,700 円
- 8 契約締結日 令和 4年1月4日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町中野 3 5 8 ー 6
名称 (株) 澤田管工
代表取締役 澤田 佳宏
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第 2 号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

現在実施中の大規模改修工事受注者が当該工事を実施することにより効率的に事業を遂行できるため

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 39 号
- 3 事業名 上矢作浄水場マンガンろ過塔保温設備修繕
- 4 事業場所 上矢作町
- 5 事業概要 マンガンろ過塔保温工事 N=2基 活性炭ろ過塔保温工事 N=1基
- 6 工期 令和 4年1月7日 ～ 令和 4年3月25日
- 7 請負代金額 4,950,000 円
- 8 契約締結日 令和 4年1月7日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町永田307-136
名称 正栄電機（株）
代表取締役 本位田 健太郎
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由

下記の理由により随意契約を行います。

1. 関係法令

地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 5 号 緊急の場合に該当

2. 随意契約理由

令和 3 年 12 月 29 日に発生した上矢作浄水場の浄水機能の停止について、浄水場のマンガンろ過塔、活性炭ろ過塔、配管部の凍結防止ヒーターが故障していたことが原因であったため、早期対応が可能との回答が得られた正栄電機（株）と随意契約を締結する。

3. 見積方法

1 社見積

4. 入札方法

特別な随意契約 紙入札 1 社

5. 施工場所

上矢作浄水場 マンガンろ過塔及び活性炭ろ過塔

随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 157 号
- 3 事業名 エコセンター恵那二軸切断機用油圧配管修繕工事
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 破袋機用油圧配管クラック補修、可燃性粗大ごみ切断機油圧配管クラック補修、高圧油圧ホース取替作業
- 6 工期 令和 4年1月20日 ～ 令和 4年3月31日
- 7 請負代金額 3,410,000 円
- 8 契約締結日 令和 4年1月20日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目27番8号
名称 メタウォーター（株）営業本部 中日本営業部
部長 糸田 貴史
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

随意契約理由書

契約の適用法令

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（緊急の場合）

契約の相手方

氏 名 メタウォーター（株） 中日本営業部 部長 桑田 貴史

住 所 名古屋市西区名駅二丁目 27 番 8 号

理 由

エコセンター恵那の二軸切断機用油圧配管に不具合が生じ、油がもれているため緊急修繕を行う。このままの状態が続けば破袋機用油圧配管及び可燃性粗大ごみ切断機が使用できず最終的に処理を止めることになる恐れがある。

今回の工事は急を要する場合に該当するが、メタウォーター（株）が早急に対応可能であり、また当該事業者は施設建設当初から施設内の機械の施工管理を請け負っているため、施設内のこれまでの機械のデータとの整合性や他の機械との連携などにも精通しており、他の事業者ではそのようなことは技術的に不可能である。

以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結する。

随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 177 号
- 3 事業名 成形品及び冷却機集塵フィルター設置工事
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 集塵用フィルターユニット設置、ダクトフレキシブルレジューサー設置、フレキシブルダクト及びダクト用資材設置、成形品コンベヤテーブルケース設置、ストレーナー及び配管設置
- 6 工期 令和 4年2月17日 ～ 令和 4年3月31日
- 7 請負代金額 4,158,000 円
- 8 契約締結日 令和 4年2月17日
- 9 契約相手方 住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町 3
名称 J F E 環境サービス (株)
代表取締役社長 佐藤 稔也
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

随意契約理由書

契約の適用法令

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質・目的が競争入札に適さない）

契約の相手方

住 所 横浜市鶴見区弁天町 3 番地

氏 名 JFE 環境サービス株式会社 取締役社長 佐藤 稔也

理 由

エコセンター恵那の機械設備に集塵フィルターを設置し粉塵を機械の外へ出さないようにする必要があるため改善工事を実施する。

形成品及び冷却機の作動時に粉塵が機械の外へ出てしまう症状が出ており、施設内に粉塵が噴出してしまっているため早急な対応が必要である。

今回の修繕は JFE 環境サービス（株）が請け負っている「令和 3 年度契水環第 49 号エコセンター恵那 処理施設定期修繕工事」とも工期が重なっているため、JFE 環境サービス（株）が早急に対応可能であり安価に施工できるとともに、当初施工業者以外では技術的にも不可能である。

以上の理由により、JFE 環境サービス（株）と随意契約を締結する。

随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 181 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 経年劣化修繕工事（その2）
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 可燃性粗大ごみ切断機緊急補修、アルミ選別機修繕、乾燥物定量供給機部品交換
- 6 工期 令和 4年3月3日 ～ 令和 4年3月31日
- 7 請負代金額 4,400,000 円
- 8 契約締結日 令和 4年3月3日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目27番8号
名称 メタウォーター（株）営業本部 中日本営業部
部長 糸田 貴史
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

随意契約理由書

契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏名 メタウォーター株式会社 中日本営業部 部長 桑田貴史

住所 名古屋市西区名駅二丁目27番8号

理由

本施設は、性能発注方式により(株)栗本鐵工所が受注し、設計及び施工を行った施設である。そのため、機器や設備の管理には特殊技術を必要とするものが多数存在し、そのメンテナンスは設計施工を行った業者以外出来ないため、施工業者の(株)栗本鐵工所がメンテナンスを行っていた。その後、平成20年10月に(株)クリモテクノスへ環境事業部門が事業譲渡され、さらに平成21年7月に(株)栗本鐵工所及び(株)クリモテクノスからメタウォーター(株)へ3社契約により環境事業部門が事業譲渡され、現在はメタウォーター(株)が技術情報を含めメンテナンス技術を引き継いでいる。

以上の事から、今回行う各機器の経年劣化修繕工事は、限られた時間内で過去の点検整備状況との比較や診断、修繕により、経年により劣化した機器の延命を図るための工事であるため、技術情報やメンテナンス情報を引き継ぎ、作業を熟知しているメタウォーター(株)以外では困難であり、また工期も重複しているため費用も安価に抑えられることからこの事業者と随意契約を締結する。

随意契約報告書

- 1 担当課 消防課
- 2 施行番号 契消防 第 31 号
- 3 事業名 高機能消防指令システム情報系機器部分更新事業
- 4 事業場所 長島町消防本部
- 5 事業概要 高機能消防指令システムにおける情報系機器の部分更新を行い、119番通報受付から災害出動・データ管理等の消防業務を迅速かつ的確に行う。
- 6 工期 令和 4年3月22日 ～ 令和 5年3月20日
- 7 請負代金額 19,690,000 円
- 8 契約締結日 令和 4年3月22日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市大井町土々ヶ根2628-9
名称 中央電子光学（株） 東濃支店
支店長 土本 裕志
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

競争入札に適しない為

令和4年3月13日

消防指令施設部分更新工事に関する随意契約について

平成20年度に導入した消防指令施設は、119番通報受付から現場出動・災害情報の覚知・現場活動支援・データ管理等の消防業務を迅速かつ的確に行うことについて多大な効果を上げております。この消防指令施設は119番等の緊急通報の受付、各消防車両への出動指令及び車両管理、消防無線施設などを統括して操作するシステムであり消防活動の中核であります。もはや指令台施設なくして消防活動は成り立ちません。

平成20年度に導入後、平成27年度に部分更新を行って情報系機器の整備を行っておりますが年々管理するデータの増加に加え出動件数も増加しており、24時間休み無く稼働している指令台施設にかなりの負担がかかっております。納入業者による保守を通年に渡って行っておりますが大規模な機器の不具合が発生し指令台そのものが使用出来なくなる恐れもあります。

本事業は安定的な消防業務の遂行の為、情報系機器の更新を行うものであります。

なお、本事業の業者選定するにあたっては既設機器納入業者と次の理由により随意契約する事が適当であると考えます。

消防指令設備を構成する各装置は、各種データが密接に連動して構成されており、仮に障害が発生した場合、どの装置が引き起こした不具合なのかを判断するのは容易なことではありません。また、障害発生時の迅速な修理対応は、施設の重要性から365日24時間対応を考慮しなくてはなりません。設備納入業者は恵那市内にあり、通信機器・ネットワーク機器・消防緊急指令設備を熟知しております。また、東濃地区消防本部にも多くの納入実績があり、障害時も迅速な対応ができます。

よって、本契約は167条の2の1項第2号に該当し、既設機器納入業者である下記業者と随意契約するべきだと考えます。

記

随意契約業者 中央電子工学株式会社 東濃支店

以上